

犬の飼い主さんへ お願いします



毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。 動物病院または集合注射会場で受けましょう。 ☆狂犬病予防法(第5条)で定められています。

鑑札·注射済票を首輪等につけましょう!

犬を登録すると、鑑札が交付されます。 また、毎年狂犬病予防注射を受け、 注射済票の交付を受けましょう。 迷子になった時に鑑札や注射済票 の番号で飼い主を 特定することができますので、 必ず首輪等につけておきましょう。 ☆狂犬病予防法(第4条、第5条)で 定められています。



犬のフンと尿は 飼い主が責任をもって片付けましょう!

お散歩前に家で排せつをすませるよう**しつけ**をしましょう。
☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(第7条)で定められています。

ご近所迷惑にならないように飼いましょう!

鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。 普段からしつけをしておくと、災害等のいざという時にも安心です。

■ 放し飼いはやめましょう!

放し飼いは迷子や事故の原因になります。 長いリードは十分に犬を制御できません。外出時はリードは短めにしてください。 もしも飼い犬が人をかんでしまった時は、各区役所生活衛生課に届け出てください。 ☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(第7条、第9条)で定められています。

横浜市動物愛護センター

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4 Tel:045-471-2111 Fax:045-471-2133